

2級 ポイント解説

民法（債権法）の改正（2017年5月26日成立，2020年4月1日施行）に関し，第44回ビジネス実務法務検定2級試験においては，改正後の規定の内容を直接問う問題（第5問5-4）を除き，改正前の規定に基づき解答したとき，改正後の規定に基づき解答したときとで，結論に違いの生じる出題はなされなかった。

第1問 1-1 解答 ② (2級公式テキストP.215~P.220)

- ア：○……本肢の海外旅行は，景品類に当たる。
 イ：×……課徴金対象行為は，優良誤認表示または有利誤認表示である。
 ウ：×……本肢の表示は，有利誤認表示に当たる。
 エ：×……本肢の表示は，優良誤認表示に当たる。
 オ：○……本肢の表示は，優良誤認表示に当たる。

第1問 1-2 解答 ④ (2級公式テキストP.58~P.61)

- ア：×……譲渡担保の目的物である動産の引渡しは，対抗要件にすぎない。
 イ：○……集合動産は，一定の場合，1個の集合物として譲渡担保の目的物とすることができる。
 ウ：×……本肢における譲渡担保設定契約は，債権者と債務者を契約当事者として締結すれば足りる。
 エ：○……本肢に記載のとおりである。
 オ：○……譲渡担保権の実行に，裁判所の手続は不要である。

第1問 1-3 解答 ② (2級公式テキストP.7~P.12)

- ア：○……一括下請負は，原則として禁止される。
 イ：○……請負契約において，報酬は，仕事の目的物の引渡しと同時に支払わなければならない。
 ウ：×……代理商は，善良な管理者の注意をもって，委任事務を処理する義務を負う。
 エ：×……民法上，受任者は，特約がなければ，報酬を請求することができない。
 オ：○……委任は，各当事者がいつでもその解除をすることができる。

第1問 1-4 解答 ② (2級公式テキストP.306~P.313)

- ①：○……株主総会は，必要があれば，いつでも，招集することができる。
 ②：×……監査役会の同意は，定時株主総会に関する事項を決定するための要件とはされていない。
 ③：○……取締役会設置会社における株主総会招集通知は，書面またはこれに代わる電磁的記録でなければならない。
 ④：○……本肢に記載のとおりである。
 ⑤：○……公開会社でない株式会社にあつては，原則として，定時株主総会の日1週間前までに，招集通知を発しなければならない。

第2問 2-1 解答 ⑤ (2級公式テキストP.91~P.96)

- ①：×……執行証書は，債務名義となり得る。
 ②：×……民事執行法上，差押禁止債権が定められている。
 ③：×……本肢の仮差押債権者は，配当要求を経ずに配当等を受けることができる。
 ④：×……二重差押えは可能である。
 ⑤：○……金銭債権を差し押さえた債権者は，一定の期間経過後，その債権を取り立てることができる。

第2問 2-2 解答 ① (2級公式テキストP.164~P.169， 3級公式テキストP.278~P.284)

- ア：○……本肢の行為は，原則として，再販売価格の拘束として不公正な取引方法に該当する。
 イ：○……本肢の行為は，拘束条件付取引として

不公正な取引方法に該当する可能性がある。

- ウ：×……本肢の行為は、「他の事業者と共同して」行われたものではなく、不当な取引制限に該当しない。
- エ：×……本肢の行為は、落札することができなかった場合であっても、不当な取引制限に該当し得る。
- オ：○……本肢の行為は、原則として、不当な取引制限に該当する。

第2問 2-3 解答 ③ (2級公式テキストP.154~P.160)

- ア：×……著作物である小説を、著作者に無断で映画化することは、翻案権を侵害する。
- イ：○……当該ソフトウェアは職務著作に該当し、その著作権者は、原則として、X社である。
- ウ：○……本肢に記載のとおりである。
- エ：×……著作権には、更新手続は定められていない。
- オ：×……著作権移転の対抗要件は、登録である。

第2問 2-4 解答 ⑤ (2級公式テキストP.415~P.417, P.424~P.443)

- ア：×……仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する。
- イ：×……特許権者には輸入差止めの申立てが認められている。
- ウ：×……インコタームズに法的強制力は認められていない。
- エ：○……本肢に記載のとおりである。
- オ：○……WTOには、本肢のような役割が認められている。

第3問 3-1 解答 ⑤ (2級公式テキストP.376~P.390)

- ア：×……財産権上の訴えについては、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。
- イ：×……相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をした者は、その事実を争ったものと推定される。
- ウ：×……本肢では、訴えの取下げは擬制されない。
- エ：○……裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試みることができる。

オ：○……本肢に記載のとおりである。

第3問 3-2 解答 ② (2級公式テキストP.48~P.57)

- ①：×……物上代位権を行使するには、払渡または引渡しの前に差押えをしなければならない。
- ②：○……抵当不動産の第三取得者は、所定の方法により、抵当権消滅請求をすることができる。
- ③：×……抵当権者に対抗することができない賃借人は、一定の場合、明渡しの猶予を認められる。
- ④：×……本肢では、抵当権設定時にA社がY建物の所有権を有していなかったため、法定地上権は成立しない。
- ⑤：×……根抵当権の極度額の変更には、後順位抵当権者などの利害関係者の承諾が必要である。

第3問 3-3 解答 ③ (2級公式テキストP.182~P.189)

- ①：○……本肢に記載のとおりである。
- ②：○……窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得すれば、使用また開示がなくても、不正競争に該当し得る。
- ③：×……不正競争防止法上、信用回復措置の請求が認められている。
- ④：○……不正競争防止法上、損害額の推定等の規定が設けられている。
- ⑤：○……本肢に記載のとおりである。

第3問 3-4 解答 ⑤ (2級公式テキストP.132~P.143)

- ①：○……本肢に記載のとおりである。
- ②：○……独占的通常実施権について、特許法上、独占権を登録する制度は存在しない。
- ③：○……特許権の移転には、登録が必要である。
- ④：○……本肢に記載のとおりである。
- ⑤：×……損害賠償請求と信用回復措置請求は、その両方を行うことができる。

第4問 4-1 解答 ③ (2級公式テキストP.190~P.195)

- a：○……労働契約法等で保護される労働契約は、消費者契約から除かれる。
- b：×……消費者契約法と民法の両方の要件を満

たす場合、詐欺による取消しを主張することもできる。

- c : ……本肢の場合、事業者による脅迫は要件とされていない。
- d : ……本肢に記載のとおりである。
- e : ……消費者の解除権を放棄させる条項は、無効である。

第4問 4-2 解答 ②
(2級公式テキストP.38~P.43, 3級
公式テキストP.154~P.159)

- ① : ……従業員の不法行為について、使用者は、原則として、使用者責任を負う。
- ② : ……占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたことについて、占有者が主張立証責任を負う。
- ③ : ……運行供用者責任を免れるには、いわゆる免責三要件のすべてを証明する必要がある。
- ④ : ……運行供用者責任は、いわゆる物損については発生しない。
- ⑤ : ……本肢に記載のとおりである。

第4問 4-3 解答 ④
(2級公式テキストP.329~P.333)

- ① : ……指名委員会等設置会社において、各委員会は取締役によって構成される。
- ② : ……指名委員会等設置会社では、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を必ず置かなければならない。
- ③ : ……監査等委員会設置会社の業務執行は、取締役が行う。
- ④ : ……監査等委員会設置会社は、監査役を置いてはならない。
- ⑤ : ……監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

第4問 4-4 解答 ③
(2級公式テキストP.61~P.67)

- ① : ……保証契約は、書面またはこれに代わる電磁的記録によってなされなければならない。
- ② : ……委託を受けない保証人も、求償権を取得し得る。なお、本肢の内容は、民法（債権法）改正の対象であるが、結論に影響はない。
- ③ : ……委託を受けた保証人の求償権について

は、本肢に記載のとおりである。なお、本肢の内容は、民法（債権法）改正の対象であるが、結論に影響はない。

- ④ : ……委託を受けた保証人には、一定の場合、事前求償権が認められる。なお、本肢の内容は、民法（債権法）改正の対象であるが、結論に影響はない。
- ⑤ : ……共同保証人は、他の共同保証人に求償することができる。

第5問 5-1 解答 ③
(2級公式テキストP.97~P.107)

- ① : ……債権者は、債権の存在および破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。
- ② : ……債務超過が破産原因となるのは法人のみである。
- ③ : ……本肢の場合、裁判所は、強制執行等の個別の手続の中止を命じることができる。
- ④ : ……破産債権者は、破産手続開始後に負担した債務をもって相殺することはできない。
- ⑤ : ……免責は、特段の手続を経ることなく当然になされるわけではない。

第5問 5-2 解答 ②
(2級公式テキストP.227~P.235)

- ア : ……個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- イ : ……個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合、第三者提供に該当しない。
- ウ : ……個人情報取扱事業者は、本肢の請求を受けた場合、原則として、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。
- エ : ……個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
- オ : ……本肢に記載のとおりである。

第5問 5-3 解答 ⑤ (2級公式テキストP.290~P.298)

- ア：×……定時株主総会の招集時期や、取締役の定員は、任意的記載事項として定款に定めることができる。
- イ：×……預合いをを行った者には、刑事罰が科され得る。
- ウ：○……発起人は、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。
- エ：×……株式会社は、本店所在地における設立登記により成立する。
- オ：○……本肢に記載のとおりである。

第5問 5-4 解答 ① (2級公式テキストP.6~P.7, P.13,P.20, P.66~P.67, 3級公式テキストP.184~P.185)

- ①：×……本肢の場合、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができることとされた。
- ②：○……本肢に記載のとおりである。
- ③：○……寄託契約は、諾成契約とされた。
- ④：○……時効中断の制度は、「時効の完成猶予」および「時効の更新」との制度に改められた。
- ⑤：○……改正民法では、主たる債務に関する情報提供義務が定められた。

第6問 6-1 解答 ④ (2級公式テキストP.178~P.181)

- ア：×……下請法上、親事業者について、法人であるか個人であるか、また、資本金の額または出資の総額が要件とされている。
- イ：×……下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、60日の期間内という具体的な日数の制限が定められている。
- ウ：○……本肢に記載のとおりである。
- エ：○……給付の内容に下請事業者の責めに帰すべき理由に基づく欠陥があった場合、給付受領後に引取りを求めても、下請法違反とはならない。
- オ：×……下請事業者の給付の内容を均質にしましたはその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合には、自己の指定する物を強制して購入させ、または役務を強制して利

用させることができる。

第6問 6-2 解答 ② (2級公式テキストP.369~P.372)

- ①：×……単身赴任者が、その赴任先の住居から家族の住む自宅に帰省する場合の住居と住居との間の移動は、「通勤」に含まれる。
- ②：○……通勤の合理的な経路を逸脱または中断した場合、当該逸脱または中断の間に生じた災害は、通勤災害に該当しない。
- ③：×……所定労働時間内の負傷であることは労災保険法上の要件ではない。
- ④：×……出張中の負傷は、業務遂行性を満たす。
- ⑤：×……労災保険法上の「労働者」にはパートタイマーも含まれる。

第6問 6-3 解答 ② (2級公式テキストP.30~P.32)

- ア：○……本肢に記載のとおりである。
- イ：○……株主の責任は、間接有限責任である。
- ウ：×……会社法上、株式譲渡自由の原則が認められている。
- エ：×……組合への出資は、労務をその目的とすることができることとされている。
- オ：○……民法上の組合において、当事者が損益分配の割合を定めた場合は、その定めは有効である。

第6問 6-4 解答 ③ (3級公式テキストP.47~P.91)

- ア：○……金銭の給付を目的とする債務の不履行の損害賠償について、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。
- イ：×……当事者の約定により、民法の定める時と異なる時を所有権の移転時期とすることができる。
- ウ：○……手付による解除ができるのは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでである。
- エ：○……弁済の費用については、別段の意思表示がないときは、債務者の負担とされる。
- オ：×……特定物の引渡場所が定められていない場合、その行為の時にその物が存在した場所が引渡場所となる。

第7問 7-1 解答 ③
(2級公式テキストP.283~P.287)

- ア：○……賃借料が適正な価格であっても、利益供与罪は成立し得る。
イ：×……子会社の計算において財産上の利益を供与された場合も、利益供与罪は成立し得る。
ウ：×……株式会社の使用人にも利益供与罪は成立し得る。
エ：○……第三者に利益を供与させた者にも利益供与罪は成立し得る。
オ：○……公益通報を理由とする労働者派遣契約の解除は、無効である。

第7問 7-2 解答 ④
(2級公式テキストP.410~P.443)

- ア：×……法律行為の成立および効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。
イ：×……当事者による選択がないときは、法律行為の成立および効力は、当該法律行為の当時ににおいて当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。
ウ：○……債務者が法人その他の社団または財団である場合、日本国内に営業所、事務所または財産を有するときに限り、再生手続開始の申立てをすることができる。
エ：○……本肢に記載のとおりである。
オ：×……日本の民事訴訟法上、国際的訴訟競合を回避するため、本肢のような規定は設けられていない。

第7問 7-3 解答 ③
(2級公式テキストP.107~P.114)

- ①：×……民事再生手続においては、管財人が選任されるのは例外である。
②：×……民事再生法上、担保権の実行手続の中止命令が定められている。
③：○……再生手続開始の申立てが棄却された場合、裁判所は、職権で、破産手続開始の決定をすることができる。
④：×……再生計画案の決議は、書面により行うことができる。
⑤：×……再生債権者表の記載には、確定判決と同一の効力が認められる。

第7問 7-4 解答 ⑤
(2級公式テキストP.336~P.339)

- ア：×……剰余金の配当は、1事業年度に1回に限られない。
イ：○……株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当に関する規定は適用されない。
ウ：×……違法配当に関する業務執行者の義務は、取締役会決議により免除することはできない。
エ：○……議案提案取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、違法配当に関する義務を負わない。
オ：○……本肢に記載のとおりである。

第8問 8-1 解答 ①
(2級公式テキストP.401~P.402)

- ①：×……支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。
②：○……支払督促は、債務者を審尋しないで発する。
③：○……督促異議の申立てについては、理由を付すことを要しない。
④：○……本肢に記載のとおりである。
⑤：○……適法な督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての時に、所定の裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。

第8問 8-2 解答 ④
(2級公式テキストP.148~P.154)

- ア：×……商標権の存続期間は、更新登録の申請により更新することができる。
イ：○……音は商標登録の対象となる。
ウ：×……商標登録手続では、実体審査がなされる。
エ：○……不使用商標は、取り消されることがある。
オ：○……本肢に記載のとおりである。

第8問 8-3 解答 ④
(2級公式テキストP.316~P.324)

- ア：×……社外取締役の要件として、業務執行取締役でないことが定められている。
イ：○……取締役の会社に対する責任は、総株主

の同意がなければ、免除することができない。

- ウ：○……取締役がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該取締役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- エ：×……本肢のEは、監視義務を怠っていないので、会社に対する責任を負わない。
- オ：○……本肢に記載のとおりである。

第8問 8-4 解答 ④
(2級公式テキストP.35, P.203~P.213)

- ①：×……訪問販売には、本肢のような、いわゆるキャッチセールスが含まれる。
- ②：×……クーリング・オフが可能であることを示す書面を受領していなければ、クーリング・オフの期間の制限を受けない。
- ③：×……通信販売における契約の解除は、販売業者等が返品を認めない旨の表示をしていた場合には認められない。
- ④：○……本肢のYは承諾の意思表示をしていないため、X社とYとの間に売買契約は成立しない。
- ⑤：×……電子商取引にも、民法の制限行為能力者に関する規定は適用される。

第9問 9-1 解答 ①
(3級公式テキストP.213~P.223)

- ア：○……動産売買の先取特権には、物上代位性が認められる。
- イ：×……商事留置権には、牽連性は必要ない。
- ウ：○……留置権には、競売権が認められている。
- エ：×……不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用および収益をすることができる。
- オ：×……質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。

第9問 9-2 解答 ②
(2級公式テキストP.237~P.244)

- ア：○……本肢の行為は、不正アクセスに当たる。
- イ：○……本肢に記載のとおりである。
- ウ：×……送信者は、あらかじめ、特定電子メールの送信をしようとする旨または送信することに同意する旨を送信者に対し通知した者

以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。

- エ：○……本肢に記載のとおりである。
- オ：○……本肢の場合、プロバイダは、一定の場合を除き、開示について発信者の意見を聴かなければならない。

第9問 9-3 解答 ①
(3級公式テキストP.101~P.112)

- ア：○……賃借人は、賃借目的物の保管につき善管注意義務を負う。
- イ：×……賃借人は、原状回復義務を負う。なお、本肢の内容は民法（債権法）改正の対象であるが、結論に影響はない。
- ウ：○……本肢に記載のとおりである。
- エ：×……転借人は、賃借人に対して直接に義務を負う。
- オ：×……一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな場合には、借地借家法上の契約更新等に関する規定は適用されない。

第9問 9-4 解答 ②
(2級公式テキストP.383, P.392~P.397)

- ①：○……裁判所において当事者が自白した事実および顕著な事実、証明することを要しない。
- ②：×……被害者は、不法行為の要件事実に対応する具体的な事実、すなわち主要事実を主張し、かつ、証明する必要がある。
- ③：○……不法行為の損害額につき、証明責任を負うのは被害者である。
- ④：○……裁判所は、ある当事者が提出した証拠を、反対当事者に有利な事実の認定に用いることができる。
- ⑤：○……弁済による債権の消滅につき証明責任を負うのは、権利の消滅を主張する者である。

第10問 10-1 解答 ⑤
(2級公式テキストP.348~P.350)

- ア：×……取締役会設置会社において、事業譲渡に係る契約の内容の決定を取締役に委任することはできない。
- イ：×……譲渡会社の債務は、原則として、債務引受などの方法により移転させる必要がある。
- ウ：×……使用者は、労働者の承諾を得なければ、

その権利を第三者に譲り渡すことができない。

エ：○……本肢に記載のとおりである。

オ：○……事業譲渡により会社の事業目的に変更を生じる場合、定款変更が必要となる。

第10問 10-2 解答 ①
(2級公式テキストP.126～P.129)

- ①：×……日本では不動産登記に公信力は認められていない。
- ②：○……他人のために登記を申請する義務を負う第三者は、その登記がないことを主張することができない。
- ③：○……仮登記には、順位保全効が認められる。
- ④：○……本肢に記載のとおりである。
- ⑤：○……差押えの登記に劣後する所有権移転登記は、債権者の権利が実現されると抹消される。

第10問 10-3 解答 ④
(2級公式テキストP.14～P.16)

- ①：×……仲立契約は、諾成契約である。
- ②：×……仲立人は、競業避止義務を負わない。
- ③：×……仲立人は、その媒介した行為につき当事者のために支払いその他の給付を受領する権限を有さない。
- ④：○……本肢の場合、仲立人は、結約書に委託者の氏名または商号を記載してはならない。
- ⑤：×……当事者は、仲立人に、帳簿の謄本の交付を請求することができる。

第10問 10-4 解答 ①
(2級公式テキストP.278～P.280)

- ア：○……本肢に記載のとおりである。
- イ：○……不利益処分をする場合、行政庁は、原則として、その名あて人に対し、同時に不利益処分の理由を示さなければならない。
- ウ：×……不利益処分をしようとする場合には、意見陳述のための手続が執られる。
- エ：×……行政指導が口頭でされた場合、その相手方は、原則として、その内容などを記載した書面の交付を求めることができる。
- オ：×……行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。